

過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除について、令和9年3月31日まで延長されたことから、「下川町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例」を制定しました。

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に、青色申告者である個人又は法人が取得等をした要件を満たす固定資産について、3年間の課税免除を受けることができます。（申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。）

対象は下川町全域で、業種・取得価格等は下表のとおりとなります。

■お問い合わせ
税務住民課 税務係

☎ 4-2511 内線 113
☆ 4-2511 03

事業者の規模 (資本金)		個人又は 5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象となる設備投資		機械・装置、建物・ 附属設備、構築物の 取得等（取得、 製作、建設、改修）	機械・装置、建物・附属設備、 構築物の新增設	
対象 業種 ・ 取得 価格	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		



3歳になる「まちのたから」をご紹介します！

おたんじょうびおめでとう
まちのたから



おいかわ わかな
三の橋 及川 和花菜 ちゃん
(令和3年6月21日生まれ)

好きな食べ物 みかん、いちご
好きなあそび ブロック、病院ごっこ

おしゃべり大好き、いつも元気なわかな。
たくさん食べて、たくさん遊んで、たくさん笑って
大きくなってね！
これからもお姉ちゃんと仲良くね！！

おいかわ だいすけ・えりか

おたんじょうびおめでとう
まちのたから



さとう ここな
西町 佐藤 穂恋杏 ちゃん
(令和3年6月2日生まれ)

好きな食べ物 うどん、きゅうりの漬物
好きなあそび すべり台、かくれんぼ

甘えん坊でまだまだ抱っこが大好きで、妹の前では
たくさんお姉ちゃんになってお世話してくれる
ここちゃん！
これからも元気に成長していく姿を楽しみにして
るよ！

さとう ゆうだい・ゆき